

平成 24 年 3 月 15 日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会
接続委員会 御中

D S L 事業者協議会
会長 三須 久

ソフトバンク B B 株式会社
代表取締役社長 兼 C E O 孫 正義

接続委員会議論に関する質問状

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴委員会におかれましては、「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の認可（平成 23 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）」の諮問に対する二次答申に向け、平成 23 年 10 月 24 日より「分岐単位接続料の適否について」検討が行われているところ、平成 24 年 3 月 6 日に、「とりまとめの方向性（案）」が、示されました。

これまでの議論を踏まえ、次回委員会（平成 24 年 3 月 23 日）において報告書案が策定されるものと理解していますが、貴委員会の議論の進め方及び「とりまとめの方向性（案）」に関しまして、別紙のとおり質問をさせていただきますので、ご回答をお願い致します。

敬具

以下「とりまとめの方向性（案）」に関する質問につきまして、ご回答をお願い致します。

<質問①>

分岐単位接続料設定に係る各提案について、競争事業者及びNTT東西他から今回示された見解をNGN答申においてOSU共用を議論する際に整理した「12の課題」に沿って整理し、技術的・経済的観点から詳細な検討を行ったものの、いずれの提案に関する課題認識についても事業者間の見解の隔たりは大きい（別紙1参照）ことが確認された。（P.9）

- NTT東西殿と接続事業者のOSU共用については、貴委員会の議論において、短期間では困難であっても、「事業者間協議やワーキンググループを設置して更に議論するというやり方もあり得る」と言及されていた。そのような可能性もあるのにも係らず、収束の方向性に至ったのはどのような理由によるものかお聞かせ願いたい。また、貴委員会の2次答申後、継続議論の場を設けるお考えがあるかお聞かせ願いたい。

<質問②>

3つのプライシング方式がそれぞれ有する内在的性質と主な効果や課題との関係を捉え直すと、モラルハザード的な利用については「加算料均一方式」や「加算料傾斜方式」による接続料設定を行うことで一定程度以上の抑制が可能となりうるものの、その他の各課題を解決する方策については何ら示されていないことが確認された。（P.12）

- 分岐単位接続料設定の適否という命題を踏まえれば、事業者共用方式、OSU専用方式における分岐単位接続料のプライシング方策についても、事業者や消費者団体等の関係者を集めたヒアリング等を実施する等、幅広く意見を募り、議論を深めるべきであったのではないかと考えるが、お考えをお聞かせ願いたい。
- また、今後、分岐単位接続料のプライシング方策について議論の場を設けるお考えがあるかお聞かせ願いたい。

<質問③>

上記OSU専用メニューに関する検証において整理した各課題への対応案を加味した「エントリーメニュー」を組成することが可能となる（エントリーメニューは、現行の1芯単位接続料と併存して設定することを想定）。（P.13）

- 様々なプライシング方策が考えられるにも係らず、エントリーメニューのみを議論対象とした理由をお聞かせ願いたい。

<質問④>

分岐単位接続料設定の適否に係る諮問への対応としては、依然として様々な解決すべき課題がある、1) O S U 共用 (NTT 東西と接続事業者間での共用)、2) O S U 専用、3) O S U 共用 (①接続事業者間で共用し分岐単位接続料を設定) といった方策を講じるのではなく、NTT 東西の配線区画の拡大及びその補完的措置としてのエントリーメニューといった早期に導入可能な方策を講じることが適切である。(P. 26)

- 3月6日の委員会において提示された各社の回答に鑑みれば、エントリーメニューを活用し、事業参入を検討している事業者はほぼ見込めない状況において、エントリーメニューの導入をもって分岐単位接続料の議論を収束させることが適切であると考える理由をお聞かせ願いたい。

<質問⑤>

エントリーメニューが適用される地域を検討するに当たっては、設備競争とサービス競争のバランスに配慮しつつ、様々な事業者の参入が可能となるよう出来る限り多様な「選択肢」を整備することが望ましく、NTT 東西以外の事業者の F T T H サービスへの参入状況を考慮した上で、ある時点における F T T H サービス市場における「非競争地域」に限った適用とすることが適切である。したがって、具体的には、①接続事業者が既に加光ファイバ (シェアアクセス) を NTT 東西から接続で借りて F T T H サービスを展開している地域や②他事業者が既に加光ファイバを自前で構築し F T T H サービスを展開している地域においてまでエントリーメニューを適用することは、必ずしも適切とは言えない。(P. 16)

- 「非競争地域」以外の地域に関しては、光配線区画の拡大を除き、競争促進策が不要となった経緯についてお聞かせ願いたい。
- また、「非競争地域」以外においては十分な競争促進策が整備されていると考える理由をお聞かせ願いたい。

以上